

税務調査の動向

コロナの影響を受け令和4年9月までは新規の税務調査が実質的に先送りにされていましたが、10月から本格的に再開されました。令和5年以降はしばらく調査がなかった企業・個人事業主への調査も増えてくることが予想されます。令和4年12月に国税庁から「所得税等の調査事績の概要」「法人税等の調査事績の概要」が公表されています。令和3事務年度の法人税調査件数等は以下のとおりで、コロナ禍の令和2年事務年度と比較しコロナ前の水準に戻りつつあります。また、件数の減少に伴い追徴税額総額は減少していますが、1件当たりの追徴税額は所得税・法人税ともに増加となっています。

令和4年12月国税庁「所得税等の調査事績の概要」

	平成30事務年度 (2018.7~2019.6)	令和元事務年度 (2019.7~2020.6)	令和2事務年度 (2020.7~2021.6)	令和3事務年度 (2021.7~2022.6)
実地調査件数	50千件	43千件	19千件	24千件
追徴税額	961億円	992億円	533億円	804億円
1件当たり追徴税額	131万円	166万円	224万円	256万円

令和4年12月国税庁「法人税等の調査事績の概要」

	平成30事務年度 (2018.7~2019.6)	令和元事務年度 (2019.7~2020.6)	令和2事務年度 (2020.7~2021.6)	令和3事務年度 (2021.7~2022.6)
実地調査件数	99千件	76千件	25千件	41千件
追徴税額	1,943億円	1,644億円	1,207億円	1,438億円
1件当たり追徴税額	196万円	216万円	483万円	353万円

コロナ禍で急速に求められるようになった行政のデジタル化に伴い、税務調査においても従来の実地調査に加え非対面調査（リモート調査）やオンラインでのデータ提出など柔軟な対応が進められていますが、まだ大規模法人向けの対応となっており、一般中小企業・個人事業主の税務調査は対面や電話による実地調査が主流となりそうです。

税務調査の日数は明確に決まっていません。大抵の場合1~2日程度で調査は終了します。会社や事業規模・その他確認要素が多くなればその分、日数も長くなってしまいます。調査を効率的に進めるためには、調査期間の法人（事業所）状況を財務等の視点で把握し、それに対応する資料等の準備が必要になります。また調査に要する時間や日数は調査開始後の状況により異なるので、事前通知の時点であらかじめ通知することが困難なため、営業に影響が出てしまうケースも。修正申告となった場合、追徴納税だけでなく税理士への調査立会・交渉・修正申告作成の報酬が発生し、弊所でも報酬はいただいております。（※調査の程度等により変動します）

書面添付制度のフロー図



書面添付制度は税務調査の省略となる??

書面添付制度の当該書面を申告書に添付して提出した納税者には、税務調査通知前に担当税理士へ意見聴取が行われ、その段階で疑義が解消し調査の必要性がないと認められた場合に納税者の税務調査に至らないこともあり得ます。

弊所では、税務調査に対し調査が省略される可能性のある書面添付制度の普及推進をしております。

税務調査が実施され、追徴納税となった場合の営業損失・実費負担のシミュレーションなどもご希望がございましたら作成させていただきます。ご質問などございましたら担当者までお気軽にお問い合わせくださいませ。

(文責 貞閑 祐紀)